

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	排水設備の計画の確認	
根拠条例等・条項	堺市下水道条例 第4条	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
審 査 基 準	<p>排水設備の新設又は改築を行おうとする者は、あらかじめその計画は排水設備に関する法令の規定に適合するものであることについて、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けて事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道法 第10条（排水設備の設置等） ・ 下水道法 第11条の3 （水洗便所への改造義務等） ・ 下水道法施行令 第8条（排水設備の設置及び構造の技術上の基準） ・ 建築基準法 第19条（敷地の衛生及び安全） ・ 堺市下水道条例施行規程 第3条（排水設備の計画の確認） <p style="text-align: center;">参考：下水道法 第25条（条例で規定する事項）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日
	標準処理期間を設定できない理由	